

第1回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議の概要

日時：令和5年7月20日（木曜日）午前10時30分から午前11時35分まで

場所：大阪府咲洲庁舎41階会議室（大）

■議事1 開会のあいさつ

事務局市政都市魅力創造局長より挨拶

■議事2 会長の選任

委員の互選により、福島委員を会長に選任

■議事3 会長代理の指名

福島会長より田中委員を会長代理に指名

■議事4 会議の公開・非公開について

（福島会長）

大阪府の会議の公開に関する指針では、審議会の会議は原則として公開するものとなっているため、本検討会議においては原則として公開することとしてよろしいか。

（一同）

異議なし。

■議事5 万博開催期間における修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度（案） について

冒頭、事務局より資料1～3からについて説明、その後意見交換。

（福島会長）

主な論点は3つ。

- ・ 税制度の検討に足る有用なデータを取得することが困難ではあるが、期間を限定した課税免除制度を導入することの是非について
 - ・ 税制度の公平性の観点について
 - ・ 課税免除の要件として、夢洲の万博会場への来場を求めるか
- これ以外のご意見も含め、自由に意見交換を行いたい。

(山口委員)

制度案については賛成の立場である。理由を3つの論点から説明する。

1点目、たしかに有用なデータが取れない状態で説明に足るかという点と不十分と言わざるを得ない。ただし、万博の開催時期が近づいていることや宿泊税収が上向いてきていることもあり、修学旅行生を誘致するための後押しとなる課税免除制度の導入の可否について判断すべき状況にあると理解している。

2点目、修学旅行生に限った制度とすることは、平等ではないが、公平に機会を開く(子どもたちが万博に行きやすくする)という観点から賛成である。子どもたちの成長の過程において、修学旅行で大阪に来たことは思い出となり、将来の観光客となる好循環も期待できる。地方税の特別徴収に当たるので、いたずらに対象を広げることに注意すべきであるが、この好機を逃さないという点を重視したい。

3点目、修学旅行が多様化する中で、万博会場に行くことは積極的な選択肢にはなるだろうが、クラス単位で行先が異なることも考えられる。そのため、万博会場への来場は要件とせずに、広く課税免除を適用することとし、その上で魅力の訴求に取り組んでいくことが本質的な手立てではないか。つまり、まずは来阪いただくことが大事である。

以上のとおり、集団的な学びと成長、その後の好循環を鑑みて、制度案に賛成する。

(玉川委員)

総論的に賛成。

1点目について、有用なデータがあるかという点については、詳細なものは無いが、トレンドとしては非常に回復基調にあると思われ、今後もこの基調が続くと見るのが一般的な考えではないか。

2点目について、期間限定で修学旅行生等を対象に課税免除を実施することは、大阪・関西万博のコンセプト「未来社会の実験場」とリンクし、良い“実験場”となるのではないかと考える。今回得られた知見を以降の制度設計に活かしていくことが大事。

3点目について、宿泊施設への支払いは学校単位となるため、個別行動などで行先が分かれる場合などを考慮し、宿泊事業者の手間が少ない形を考えてほしい。既に課税免除を実施している京都市や長崎市から、課題や問題点をヒアリングの上、事業者負担の少ない形で制度設計していく必要がある。

(中野委員)

全体的に賛成。

修学旅行先の選定は一般的に2年前の夏頃から始まるため、2025年度の修学旅行先の選定は今まさに始まる段階。そのため、一刻も早く制度化してほしい。

1点目のデータ収集については、いらっしやいキャンペーンなどで本来より宿泊者数などのデータが高く出ている可能性があるため、今実施できないことについてはやむを得な

い。

2点目の公平性の観点については、自身が専門外であるため、専門の田中先生にお任せしたいと考えている。

3点目については、修学旅行は、学年単位、クラス単位、班別と様々な形態があり、これを宿泊事業者がチェックするのは難しいので、万博来場の条件は不要と考える。

なお、そもそも大阪に修学旅行生が来るのかという話だが、修学旅行はやはり京都と奈良が多いが、インバウンドも増えなかなか宿泊施設の予約が取れない状況。以前は修学旅行といえば旅館が主流であったが、現在は全国的にビジネスホテルに泊まるケースも多くなっているため、ビジネスホテルが多い大阪に修学旅行生を呼び込むチャンスである。

(片岡委員)

基本的には賛成。

1点目について、今後有用なデータが取得可能となった時期にできるだけ早く制度全体を見直すべしと考える。

3点目について。国内観光客に加えインバウンドも好調に回復してきていることは、経済効果をもたらすため有難いが、観光客の増加はオーバーツーリズムなど負の側面もある。そのため、府民が修学旅行の誘致に不寛容にならないようにする必要がある。万博会場への来場を課税免除の要件にしない点などについて、府民の理解が得られるように準備しておく必要がある。

(田中委員)

制度案について賛成。

2点目の課税の公平性について。税制改正で問題となってくるのは、「政策」と「課税の公平性」が衝突する場合であるが、今回の案についてはその心配はないだろう。

今回、提示があった制度案については、頻繁に開催されるものではない万博が大阪で開催され、子どもたちがその万博に訪れるという教育的な観点や、大阪・関西万博を成功させることを考慮した場合、政策・課税の公平性の両面で十分合理的な制度であると考えます。

万博に参加する修学旅行生等に対して、課税の公平という点では、教育の観点や将来性を考えれば、通常とは異なる（政策上の要請が高まる）状況にあると見て、通常とは異なる配慮をすることが合理的であると言える。

また、制度期間を7か月間と限定されているため、課税の公平性が著しく阻害されるものではないと言える。また、玉川委員のご発言にもあったように、期間限定で課税免除を実施することは一種の社会実験ともなる。これらの理由から賛成である。

3点目について、あまり最初から厳格な要件を設けない方がいい。税というのはある意味大味なところがあり、基本的な要件を満たせば適用すべきである。

(福島会長)

おおむね賛成のご意見をいただきました。

私は、本案は「いらっしゃい、大阪・関西万博へ」という、地元から子ども達へのメッセージであると考えている。万博の機運醸成の一つとして活用することで、より今回示された制度の趣旨に沿うものではないか。

中野委員から修学旅行選定先の時期についてお話があったが、本案を制度化するにはスピードが大事。事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いしたい。

(事務局)

本日いただいたご意見を踏まえ、案を練りあげた上、府として実施について最終判断を行う。その後、実施するとなれば、条例の改正案を議会に上程し審議いただくこととなる。最速のスケジュールであれば、直近の議会は9月議会で、例年のスケジュールでお伝えすると、9月中旬頃に議会が開会され、10月に採決が行われ条例改正となる。

(玉川委員)

今回の議論からは外れるが、宿泊税収の活用について教えてほしい。現在、宿泊税収が好調となっているが、今後どのように活用されていくのか。

(事務局)

法定外目的税であるため、活用できる用途は限られるが、今後増加が見込まれる来阪観光客に対応するため、万博も見据え受入環境整備等に活用していきたい。

(田中委員)

宿泊税の使い方については、観光客と地域住民の双方にとって良い形を考えていかなければならない。

また、納税者へのアピールも必要である。京都市では、公衆トイレに「この公衆トイレの改修は宿泊税で行っています」と見える形になっていたりするが、多くはどのように宿泊税が使用されたのか分からない。アピールしすぎるのも良くないので塩梅は難しいが、納税者の納得のためにもアピール方法を工夫し、検討していただきたいところ。

(山口委員)

京都市の事例が示すように、オーバーツーリズムに対して宿泊税から何らかの事業が開かれることで地域住民からの納得が得られるだろう。何より宿泊税の効果的な活用により、人が来ると都市魅力が高まり、都市をきれいに維持できるようになる、その環境にひかれて人がさらに集まり、よりよい街になっていく、といった展開に繋がらう。今回の課税免除制度の効果検証にあたり、次の制度の発展・充実への有用なデータとしていただきたい。

(福島会長)

本日の出席委員全員が好意的な意見であったと思われる。そのうえで、各委員よりいただいた意見の主なものについて、取りまとめたいと考えているが、その内容については、会長である私にご一任いただき、事務局と調整しながら作成したいと考えるが、よろしいか。

(一同)

異議なし。

(事務局)

これをもって第1回大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議を閉会する。